第六条の二十四の八第四項第十七号、第十八号、第十九号及び第二十号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
（略）	（略）	（略）
第六条の二十四の九第三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
第六条の二十四の九第三項第一号及び第二号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の二十四の九第三項第三号ハ	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号
（略）	（略）	（略）

様式第七号（第十条の二関係）

（略）

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

有・無

様式第七号の二（第十条の二関係）

（略）

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無

有・無

様式第九号（第十条の六関係）

（略）

5．規則第10条の４第７項の規定による許可証の提出の有無

有・無

様式第九号の二（第十条の六関係）

（略）

5．規則第10条の４第７項の規定による許可証の提出の有無

有・無

第六条の二十四の八第四項第十七号、第十八号、第十九号及び第二十号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
（略）	（略）	（略）
第六条の二十四の九第三項第一号	法第九条の十第二項第一号	法第十五条の四の四第二項第一号
第六条の二十四の九第三項第一号及び第二号	住民票の写し	住民票の写し及び法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
第六条の二十四の九第三項第三号ハ	前条第四項第二号	第十二条の十二の十九において準用する前条第四項第二号
（略）	（略）	（略）

様式第七号（第十条の二関係）

（略）

6．規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無

有・無

様式第七号の二（第十条の二関係）

（略）

6．規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無

有・無

様式第九号（第十条の六関係）

（略）

5．規則第10条の４第５項の規定による許可証の提出の有無

有・無

様式第九号の二（第十条の六関係）

（略）

5．規則第10条の４第５項の規定による許可証の提出の有無

有・無